



NEWS

Vol.39 Spring 2002-4



本社／工場

悪臭防止 とかおり環境 「かおり風景100選」の選定

近年、悪臭に対する苦情は、かつては畜産農業や工場、とくに化学工場、製紙工場などの発生源に対する苦情の割合が多かったのに対し、地域における飲食店や食料品店などのサービス業、ごみの集積場など都市型、生活型に変わってきたと報告されています。

環境省では、このような都市・生活型化した悪臭問題を解決するための試みの一つとして、「身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気づくことを通して身の回りにあるさまざまなおいを意識し、不快なにおいの改善に地域全体で積極的に取り組むこと」を促進するというねらいのもとに、「かおり風景100選」を平成13年10月に選定しました。

「かおり100選」ではなく、「かおり風景100選」としたのは、地域住民や一般の人が訪れたとき心地よいと感じるかおりだけでなく、その周辺の環境条件（景観、音）や社会条件（文化、歴史、地域住民との関わり）なども含めた総合的な環境を表現したものとのことで、花、森、海を始めとする自然のかおりとともに、草加せんべい醤油のかおり（埼玉県草加市）、法善寺の線香（大阪市）といった地域の風土や生活、文化、歴史などと関わりのあるかおりも選定されています。

私達の地元の神奈川県からは鵠沼、金木犀の住宅街（藤沢市）と箱根大涌谷硫黄のかおり（箱根町）の2箇所が選定されました。金木犀はなるほどと感じますが、大涌谷のそれは、一般的には悪臭といわれているものです。白い噴煙（水蒸気）とともに噴出しているにおい（悪臭物質）も雄大な自然の景観の中では、まさしくかおり風景となるもので、箱根大涌谷は国立公園に指定さ

れ、また、かながわの景勝50選にも選定されている風景です。

私達はさまざまなおい（かおり）に囲まれて生活しています。アロマテラピーなどが注目されているように、かおりにより潤いある生活を求めるようとする活動に対しても関心が高まっています。不快と感ずるにおいの改善に取り組むと同時に、かおりの大切さ、かおり風景の心地よさを見なおしていきたいと考えているところです。

「かおり風景100選」は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/air/kaori/index.htm>）で見ることができます。機会がありましたら近くのかおり風景に一度は訪れてみて、日本の自然・文化の豊かさに触れてみるのもいかがなものでしょうか。

<参考引用文献> 環境省ホームページ かおり風景100選



かおり風景100選 No.30 箱根大涌谷硫黄のかおり

空気中のエチレンオキシドの測定 (作業環境測定基準)に 検知管方式による測定機器を用いる方法 が追加されました。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第78号)により、エチレンオキシドが特定化学物質等の第2類物質に指定され、これにより、エチレンオキシドを製造し、又は取扱う事業者は作業主任者を選任し、設備の自主検査を行うとともに、当該作業場については、作業環境測定を行わなければならないこととなりました(施行・適用は平成14年5月1日より)。

作業環境測定基準では、ガスクロマトグラフによる分析方法がエチレンオキシドの測定方法として規定されていますが、平成14年3月7日付の作業環境測定基準の一部を改正する告示(平成14年厚生労働省告示第65号)では、検知管方式による測定機器を用いる方法で作業環境測定を行うことが可能となりました。

以下に、改正された作業環境測定基準の条文(抜粋)と、管理濃度(1ppm)の1/10まで測定できるエチレンオキシド検知管No.163LL(本誌Vol. 37で既報)を紹介いたします。

○ 作業環境測定基準

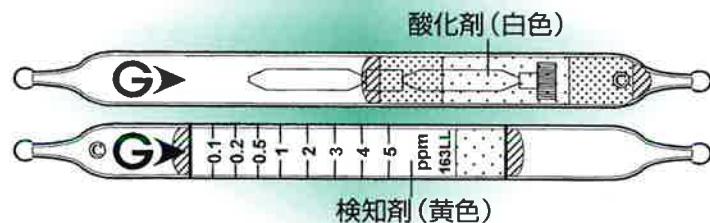
(特定化学物質等の濃度の測定)
第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、次に定めるところによらなければならぬ。
(第一号及び第二号 略)

2 前項第一号の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときはこの限りでない。

- 一 アクリロニトリル
- 二 エチレンオキシド
- 三 塩化ビニル
- 四 塩素
- 五 シアン化水素
- 六 弗化水素
- 七 ベンゼン
- 八 硫化水素

(第三項から第五項まで 略)

エチレンオキシド検知管 No. 163LL



● 仕 様

目盛範囲	0.1~5ppm
測定範囲	0.1~10ppm
吸引回数	4 (基準)、2
吸引時間	1.5分 (1回)
検知限度	0.05ppm
有効期間	1年 (冷蔵庫)

《解 説》

特定化学物質等(第一類物質及び第二類物質)を製造し、若しくは取扱う屋内作業場は、六月以内に一回、定期に、作業環境測定を行わなければないと規定されています(労働安全衛生法第65条、特定化学物質等障害予防規則第36条)。

また、作業主任者を選任し、設備の自主管理を行うこと

とも規定されています(労働安全衛生法施行令第6条)。

適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持するため、定期の作業環境測定(作業環境測定士による)に、また、作業主任者による日常的な作業管理および設備の管理等に、安価で簡便な検知管を是非ご活用ください。

高沸点有機物 定濃度ガス発生装置

PD-230

(横浜国立大学大学院 浦野・亀屋研究室との共同開発)

PD-230は、

ダイオキシン類・多環芳香族炭化水素類(PAHs)・フタル酸エステル類・農薬類などの有機化合物(高沸点微量有害有機化合物:SNVOC)の一定濃度のガスを調製するための

“高沸点有機物定濃度ガス発生装置”です。



特長

- ◆ SNVOCの測定技術や抑制技術の研究・開発に不可欠な一定濃度のSNVOCガスを、拡散管(ディフュージョンチューブ)法により調製することができます。
- ◆ 拡散管をセットする恒温槽は50~230℃の範囲で任意の温度に設定することができます。
- ◆ 配管系を負圧密閉系とし、排出ガスを活性炭処理するなど、有害物質の取り扱いにあたっての安全性に配慮しています。

PD-230で発生可能な有機化合物の例

クロロベンゼン類 クロロフェノール類	1, 2, 4, 5-テトラクロロフェノール ペンタクロロフェノール
フタル酸エステル類 りん酸エステル類	フタル酸ジメチル、フタル酸ジエチル フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル フタル酸ジ-n-オクチル、りん酸トリフェニル
多環芳香族炭化水素類 (PAHs)	ナフタレン、アセナフテン、フルオレン フェナントレン、アントラセン、ピレン、クリセン ベンゾ [k] フルオランテン、ベンゾ [a] ピレン ジベンゾ [a, h] アントラセン、ベンゾ [g, h, i] ペリレン
ダイオキシン類 (PCDDs/Fs)	T4CDD、P5CDD、H6CDD、H7CDD、O8CDD TCDF、P5CDF、H6CDF、H7CDF、OCDF

事故災害に備える特別展

各種の個人用保護具やガス検知警報器などの防災機器を展示とともに、来場者の装着体験を通じて、その正しい情報を提供することを目的とした“事故災害に備える特別展”が、中央労働災害防止協会と(社)日本保安用品協会の共催により、2月18日～3月15日の間、産業安全技術館特別展示場(東京都港区)において開催されました。



最近、市民を巻き込む重大な事故災害等が多発しておりますが、これまで、主として産業の現場で活用されてきた防災機器をもっと一般的な市民の方にも理解していただこうと計画されたものです。

当社は、産業用ガス検知警報器工業会のブースで検知管の展示を行うとともに、正しい検知管の使用方法の体験実習を担当しました。

開期中は、関連テーマによる講演会も開催されるなど、多彩な企画により、各方面から注目された有意義な特別展でした。

新会社設立のご案内

このたびガステックでは、営業部サービス課として運営してまいりましたサービス・メンテナンス部門を独立させ、株式会社ジーセルビスを新たに設立。平成14年4月1日より、営業を開始いたしました。

以後、ガステック製品その他の点検・修理サービスおよびこれに関連するセンサ、部品等の販売については、株式会社ガステックに代わり、株式会社ジーセルビスが行うこととなり、これまで以上の効率的サービス体制と技術の充実を図り、皆様のご要望にお答えしたいと考えております。

会社名 株式会社 ジーセルビス

所在地 神奈川県綾瀬市深谷6431

TEL 0467-79-3919

FAX 0467-70-6609

ガステックニュース Vol.39

2002. 春

発行日／平成14年4月15日(季刊)

発行／株式会社ガステック

編集／ガステックニュース編集部

〒252-1103

神奈川県綾瀬市深谷6431

TEL.0467(79)3911 FAX.0467(79)3979

制作／信和印刷株式会社

●編集スタッフからのお願い

各方面よりの情報、およびご意見・ご要望・ご質問などをお待ちしています。

なお、当ニュースは製品・技術情報誌ですので、ぜひご保存ください。また、定期送付をご希望の方は、FAXなどでお申しつけください。次回発行は平成14年7月の予定です。

編集スタッフ

責任者／小口博史

委員／浅井保義、金子文彦、斎藤 弘、

中丸宜志、宮下直人



株式会社 ガステック

SINCE 1970

営業本部：〒252-1103神奈川県綾瀬市深谷6431
電話0467(79)3911代 Fax.0467(79)3979

本社／工場：〒252-1103神奈川県綾瀬市深谷6431
電話0467(79)3900代 Fax.0467(79)3978

西日本営業所：〒532-0003大阪市淀川区宮原2-14-8宮原ビル
電話06(6396)1041 Fax.06(6396)1043

九州営業所：〒803-0843北九州市小倉北区金鶏町9-27第一岡部ビル
電話093(652)6665 Fax.093(652)6696

ホームページアドレス：<http://www.gastec.co.jp/>